

神戸港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 29 年 5 月

神戸港港湾管理者

神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年 11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年 2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年 3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成20年 11月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年 10月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年 11月 交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年 7月 交通政策審議会第38回港湾分科会
- ・平成22年 11月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年 11月 交通政策審議会第39回港湾分科会
- ・平成23年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年 10月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年 12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成25年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年 2月 交通政策審議会第51回港湾分科会
- ・平成25年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成26年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成26年 7月 神戸港港湾審議会
- ・平成27年 6月 神戸港港湾審議会
- ・平成28年 1月 神戸港港湾審議会
- ・平成28年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成28年 7月 交通政策審議会第64回港湾分科会
- ・平成28年 12月 神戸港港湾審議会
- ・平成29年 1月 神戸港港湾審議会
- ・平成29年 3月 交通政策審議会第66回港湾分科会

の議を経た神戸港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全	2
1 港湾環境整備施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3

変更理由

1. ポートアイランド（第2期）地区において、緑地の利便性を向上させ、快適な港湾空間の形成を図ることにより、賑わいを創出するため、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。
2. 神戸空港地区において、ポートアイランドのヘリポートを利用している神戸市消防局航空機動隊及び兵庫県消防防災航空隊の移転先が空港施設に隣接する用地に決定したことから、当初、ヘリポートの移転を計画していた用地について、賑わいの増進や活性化を目指すため、土地利用計画を変更する。

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

緑地の利便性を向上し、賑わいを創出するため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画を変更する。

[港湾環境整備施設計画]	
ポートアイランド（第2期）地区	
緑地 27ha	[既設の変更計画]
〔 既設 〕	
ポートアイランド（第2期）地区	
緑地 27ha	

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

ポートアイランド（第2期）地区、神戸空港地区の土地利用計画を次のとおり計画する。

（単位：ha）

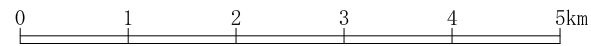
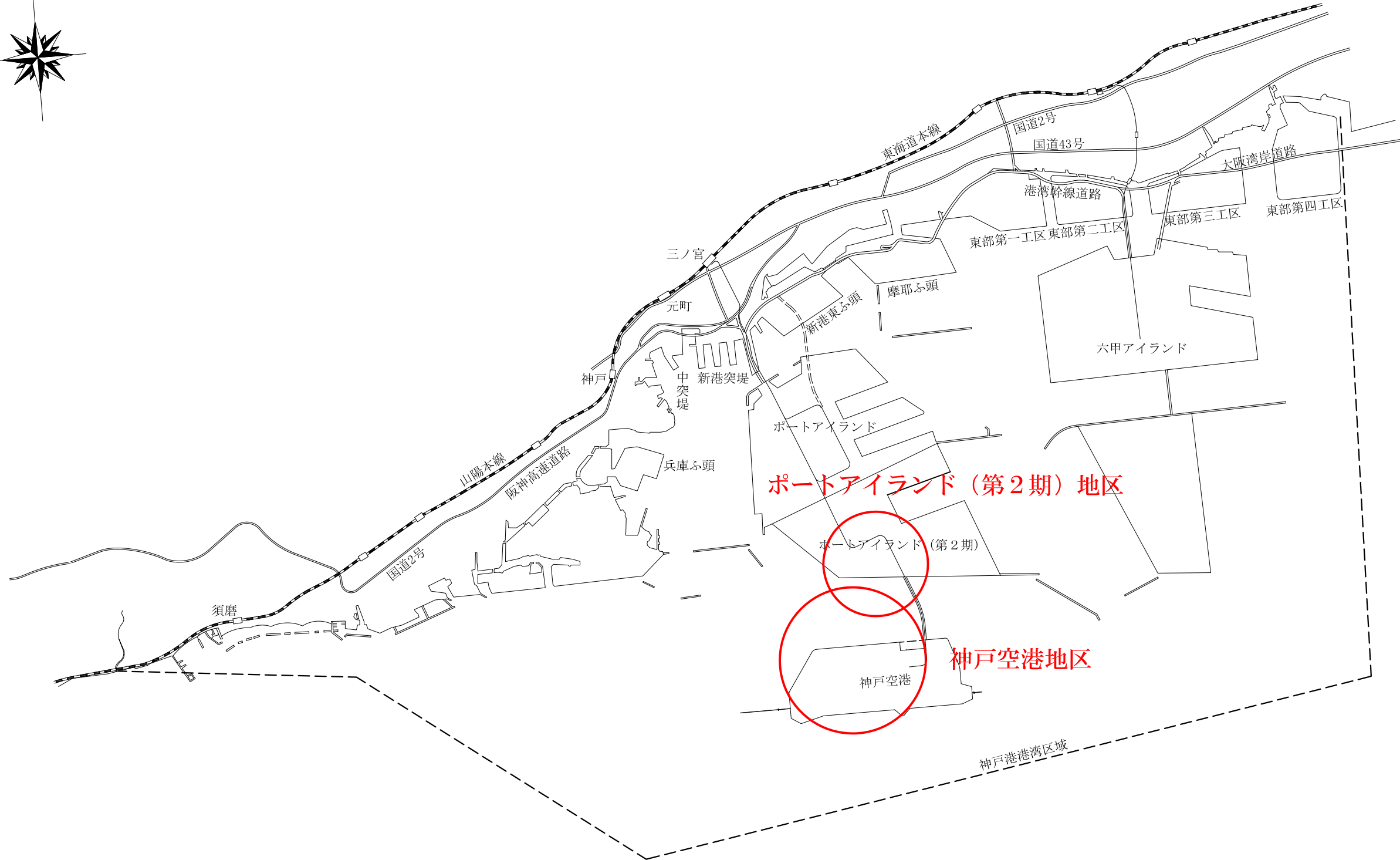
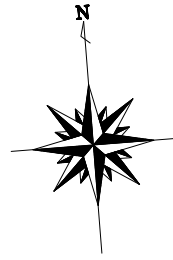
用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
ポートアイランド （第2期）地区	(115) 115	(92) 92	(42) 42	54	(15) 15	(27) 73	(291) 392
神戸空港地区	(5) 5	(6) 6	(16) 16	14	(7) 216	(9) 16	(43) 272
合計	(120) 120	(97) 97	(59) 59	68	(22) 231	(36) 89	(334) 664

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

神戸港港湾計画位置図 S=1/70,000



凡 例	
	計画変更箇所